

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、兵庫県の北部、但馬の中央に位置し、西部には県内最高峰の氷ノ山をはじめ険しい山々がそびえている。東西に大屋川と八木川、南北に円山川が流れ、川沿いに耕作地が開け、集落が形成されている。

本市の総面積は42,291haである。一方、森林面積は35,604haで、総面積の84%を占め森林資源に恵まれている。森林面積の内、私有林面積は34,319haである。そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は21,005haであり人工林率は61%である。また、人工林の年齢構成は、10～14歳級が約7割を占めている。

しかしながら、近年の木材価格の低迷や所有者の高齢化、不在所有者の増加等から林業生産活動が停滞し、放置森林や管理の行き届かない森林が年々増加している。

こうした状況の中、将来に向けて森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させていくために、今後は地域の主体的な取り組みの中で、市、林業事業者、森林所有者が一体となって施業の集約化、機械化の促進、担い手の確保等の推進を図り、計画的・持続的な保育事業の実施を通じて健全な森林を維持していくとともに、伐期齢の多様化・長期化による年齢構成の平準化を図るため、長伐期施業への移行や複層林の整備拡大等を推進し、優良な柱材や大径材の生産を目指していく。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

平成19年度に策定した養父市森林・林業振興ビジョンで定める基本方針「人工林の長伐期施業による森林の適正管理」（緑豊かな資源を生かし活力ある地域づくり）を踏襲し、収入間伐を繰り返し行いながら「100年生の巨木の森」を目指す。

また、兵庫県最高峰の氷ノ山を背景に、ブナ・ミズナラの原生林等の貴重な植生、生態系の頂点であるイヌワシ・ツキノワグマが生息する自然環境が豊かな地域でもあり、その環境を将来へ引き継いでいくことも本市の重要な役割であることから、天然林について守り育てて行く。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化または木材等生産の各機能の充実と機能間の調整を図り、本市内の森林を「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の5つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るとともに、路網整備を推進し、効率的な森林施業と適正な森林経営が行われるよう必要な支援をする。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。

3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である森林組合は、施業の集約化による効率化を図るためのツールである森林経営計画の作成を推進し、林業生産活動の活性化を進めるものとする。

また、適切な森林整備を推進していくために、准フォレスター、森林組合や林業事業者等、森林所有者、森林管理署等の相互連携をより一層密にし、講習会や現地技術指導により普及に努めることとし、国、県の補助事業、森林環境税（譲与税）の積極的活用を図るとともに、やる気のある自伐林家、自伐型林業グループの取組への支援を行い森林整備の加速化を図るものとする。

4 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、森林組合や林業事業者等、施業の集約化に取り組む者に対し、長期の受委託に必要な情報の提供や助言等を行い、森林経営の委託の促進等を進めるものとする。また、長伐期化に対応した間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業等を実施するとともに、高性能林業機械を導入したシステムの構築を図り、地域の森林資源の効率的な利用に資するため、林業関係者等が一体となった取組の推進に努めるものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次のとおり設定することとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
本市全域	35年	40年	40年	45年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

立木の伐採（主伐）にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認

した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

また、伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網の幅員を調整する。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の幅員を適切に調整することとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するとともに、気候・地形・土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

なお、伐採に先立ち隣接所有者に同意を得るよう努力することとし、作業にあたっては土砂や根株、残材、枝葉等の流出防備に努めるものとする。

○ 人工林（育成単層林）の場合

- ① 皆伐は、1箇所あたりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹林帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。
- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 「兵庫県の森林施業体系（平成7年1月林務課作成）」を参考にした本計画における主伐の目安は次のとおりとする。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立て方法	期待径級	
スギ	一般建築用材	中仕立て	30 cm	40年
	一般建築用材	中仕立て	32 cm	60年
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	22 cm	45年
	一般建築用材	中仕立て	26 cm	60年
マツ	一般材等	中仕立て	20 cm	40年

○ 天然林（育成単層林）の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

○ 人工林（育成複層林）の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮して行うものとする。
- ③ 林地生産力が低い森林や、山地災害等の危険度の高い森林では、強度の間伐で下層植生の生育に適した相対照度とし、複層林施業の導入を図るものとする。

○ 天然林（育成複層林）の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構成等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林及び天然更新補助作業の対象樹種

人工造林及び天然更新補助作業の対象樹種は、表2-1に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

加えて、人工造林については、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない品種又は広葉樹への転換に努めるものとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表2-1

区 分	樹 種 名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	ケヤキ、ブナ、クリ、クヌギ、コナラ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、表 2-2 に示す本数を標準として決定する。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合または定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数等を決定するものとする。

また、コンテナ苗を活用した低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

表 2-2

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	中仕立て	3,300
ヒノキ	中仕立て	3,500
マツ	中仕立て	4,000
スギ	疎仕立て	1,000~2,000
ヒノキ	疎仕立て	1,000~2,000

イ その他人工造林の方法

人工造林は、表 2-3 に示す方法を基準として行うものとする。

表 2-3

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等については、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。植え付け方は丁寧とする。
植栽の期間	2~3月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候・地形・土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、表 2-3-1 に示すものとする。

表2-3-1

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記のうち、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。ここで、更新すべき立木の本数は、期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3（立木度）を乗じたものとする。また、天然更新補助作業の標準的な方法は、表2-4-1に示す方法を基準として行うものとする。

表2-4-1

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自生し高木性の樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、表2-4-2に示す方法を基準として行うものとする。

表2-4-2

区分	標準的な方法
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は掻き取ることとする。
補植	目的樹種が成立しない箇所については、補植を行いha当たりの成立本数を概ね2,000～3,000本とする。なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、立地条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を發揮するため、早期回復を図ることとする。

なお、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採2年後に下記の基準を満たしていない時は、天然更新の場合は防護網等、植栽を行う場合は単木処理等の鹿害対策を行うよう努力するものとする。

【更新完了の基準】

人工造林又は将来高木となり得る樹高2m以上の木本が一様に分布していること。

- 注1) 「樹高2m以上であること」については、成長点である梢端部がシカにより摂食されないと考えられる高さであること、及び測量用ポール等により容易に計測し得る高さであることから定めた。
- 注2) 「将来高木となる木本」は、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ、ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、アカメガシワ、クサギ、カラスザンショウ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等の造林木または県内に自生する高木を対象とした。
- 注3) 「一様に分布していること」については、木本が部分的に優占しているだけでは更新完了とみなすことができないこと、及び優占する樹種により成林に必要な本数が異なることから分布が一様であることを以て更新完了とみなすことが適当と考えられることから定めた。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林について、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を定めることとする。

基本的には現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準に

については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha(表2-4-1と同じ)とする。

5 その他必要な事項

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するために、人工造林により更新するものについては、原則として2年以内とする。また、天然更新によるものについては、必要に応じて天然更新補助作業等の導入により早期に更新させるものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、表3-1に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表3-1

樹種	施業体系		間伐時期(年)				間伐の方法	
	生産目	植栽本数 (haあたり)	初回	2回目	3回目	4回目	材積間伐率	選木基準
スギ	中径材 伐期 40年	3,300本 中仕立て	14	18	24	30	おおむね 20~30%	<p>間伐率は枯損や除伐で2,800本(40年生伐期)、2,600本(60年生伐期)成立状態から間伐を開始するものと仮定し算出した。</p> <p>初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく万遍なく間伐を行うものとする。</p> <p>2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔をおいて選木する。</p>
	中径材 伐期 60年	3,300本 中仕立て	20	27	34	40		

ヒノキ	柱材 伐期 45年	3,500本 中仕立て	22	30	37	—	おおむね 20~30%	<p>間伐率は枯損や除伐で 2,700 本成立状態から間伐を開始するものと仮定し算出した。</p> <p>初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく万遍なく間伐を行うものとする。</p> <p>2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔をおいて選木する。</p>
	中径材 伐期 60年	3,500本 中仕立て	22	30	37	45		

※標準伐期間未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、10年ごととする。

標準伐期間以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、15年ごととする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表3-2に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

表3-2

種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					保育の方法	
		林齢	1	5	10	15		20
下刈	スギ		①	-----	⑧			<p>植栽木が下草より抜け出るまで行う。</p> <p>実施時期は、造林木の生長が最盛期となる直前とし、6~8月頃を目安とする。</p>
	ヒノキ		①	-----	⑩			
つる切り	スギ		①	-----	⑧			<p>下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。</p> <p>実施時期は、6~7月頃を目安とする。</p>
	ヒノキ		①	-----	⑩			
除伐	スギ				⑩	⑮		<p>下刈終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。</p>
								<p>伐期40年は10年生で1回 伐期60年は2回</p>

	ヒノキ			⑩	⑮	2回	実施時期は、8～10月頃を目安とする。
枝打ち	スギ			⑧	⑯	3回（打ち上げ）4.0m	林冠が閉鎖し、林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病害虫の発生予防・材の完満度を高めるために行う。
	ヒノキ			⑩	⑯	4回（打ち上げ）6.0m	実施時期は、樹木の生長休止期とする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、水源地周辺の森林、水源かん養機能が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	広葉樹
本市全域	45年	50年	50年	55年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林や、砂防指定地周辺、山地

災害危険地区等、山地災害防止機能・土壌保全機能が高い森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
風害等の気象災害を防止する効果が高い森林等、快適環境形成機能が高い森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
風致保安林、天然記念物等に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林、優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健、文化、生物多様性保全機能が高い森林等
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定め、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
本市全域	70年	80年	80年	90年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生

産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。この内、森林の生産力が高く傾斜が比較的緩やかで林道等や集落から距離の近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、今後定めることとする。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。「特に効率的な施業が可能な森林」の内、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。ただし、天然下種更新やぼう芽更新を計画する場合はこの限りでない。

【別表1】

区 分	森林の区域	面 積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林機能配置図参照	30479.71
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林機能配置図参照	1,599.43
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林機能配置図参照	2,237.97
その他の公益的機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林機能配置図参照	21180.88
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	0

公益機能森林の説明は「付属資料1」に示すとおりとする。

区域単位・小班単位の公益機能の内訳は「付属資料2」に示すとおりである。

なお、ひょうご農林機構分収契約地のうち、「付属資料3 ひょうご農林機構分収造林契約地のうち水源の涵養の機能の増進維持を図るための森林施業を促進すべき森林から除外するヒノキ経済林一覧」に記載される契約地は水源の涵養の機能の増進維持を図るための森林施業を促進すべき森林から控除するものとする。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		別添「付属資料 2」	30479.71
長伐期施業を推進すべき森林		別添「付属資料 2」	1,599.33
複層林施業を推進すべき森林	複層林 施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	別添「付属資料 2」	2,237.97
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	0

区域単位・小班単位の施業の方法の内訳は「付属資料 2」に示すとおりである。

3 その他必要な事項

1 施業実施協定の締結の促進方法

名 称	締結時期	協定の場所	協定の相手方
森林経営活動に関する協定書	R3.9月	養父市大屋町大杉地内 (107林班)	但馬やまもり隊

森林経営管理制度に基づく経営管理権を取得した森林において、自伐型林業による経営管理が可能と判断される場合については、自伐型林業を実践する組織と協定を交わし、搬出間伐による経営管理を促進する。

2 その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用し、森林所有者の意向を調査した上で、森林施業の集約化を図り、森林所有者に対して施業の具体的な内容や収支見込み等を示す「森林施業プランナー」からの提案型による集約化施業の推進と自伐林家及び自伐型林業グループの経営規模拡大の取組を支援していく。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する航空レーザ測

量等により整備した森林の経営の受託等に必要な情報の提供及び公開、助言及びあっせん等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図ることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体が森林の施業又は経営を受託する際、森林所有者の特定や境界の明確化、森林現況に関する詳細な収集等を行うこととする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行することができない場合には、市が所有者に代わり森林の集約化を図り、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業事業体へあっせんを行う。また、経営管理に適さない森林については、森林所有者から経営管理権を取得し、森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業を実施することにより、適正な森林の経営管理を実施する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市では、森林組合が森林施業を集团的、計画的に受託し、施業の共同化を実施しているが、今後も小規模森林所有者や不在森林所有者等の森林における適正な森林施業を実施するため、市、森林組合等林業事業体、森林所有者等地域ぐるみでの推進体制を整備し、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集团的な作業量を確保し、作業路等基盤整備、高性能機械の導入を促進して経費の軽減を図り、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進する等、造林・保育及び間伐等の森林施業を森林組合等林業事業体に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同で森林施業を行う者（以下「共同施業者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。

(4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表7-1に記載する。

表7-1

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35~50	100~250	135~300
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25~40	75~200	100~240
	架線系 作業システム	25~40	25~75	50~115
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15~25	60~150	75~175
	架線系 作業システム	15~25	15~50	30~75
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	5~15	10~30

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所には適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その区域を図示する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）、及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、兵庫県が定める林業専用道作設指針、森林作業道作設指針により開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設・拡張	種類	区分	位置 (旧町名)	路線名	延長及び箇所数 (m)	利用区域 面積 (ha)	前半5ヶ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	八鹿町	高柳線	350	37		
			八鹿町	第2大ナル線	3,000	236		
			八鹿町	大江線	2,000	60		
			八鹿町	三谷線	1,400	31		
			八鹿町	朝倉・米里線	1,390	70		
			八鹿町	今滝寺線	1,200	97		
			八鹿町	宿南線	2,800	96		
			八鹿町	青山線	3,200	100		
			養父町	長野奥山線	2,400	113		
			養父町	奥根線	400	62		
			養父町	大藪奥山線	1,010	48		
			養父町	新津伊豆線	1,500	48		
			養父町	須留ヶ峰線	4,500	1,716	○	
			大屋町	田淵線	7,100	273		
			大屋町	天滝線	1,700	118		
			関宮町	丹戸線	400	28		
			関宮町	安井線	250	20		
			関宮町	三宅線	2,000	67		
			養父町	須留ヶ峰線支線	2,000	1,716	○	
拡張	自動車道	林道	養父町	建屋奥山線	5箇所	469		改良
			養父町	建屋奥山支線	2箇所	181		改良
			養父町	長野奥山線	472	137		舗装
			八鹿町	妙見・蘇武線	20箇所 3,000	1,703 1,703	○ ○	改良 舗装
			関宮町	瀬川・氷ノ山線	12箇所 8,000	2,039 2,039	○ ○	改良 舗装
			養父町	上村・米地線	10箇所 2,000	936 936	○ ○	改良 舗装
			養父町	須留ヶ峰線	21箇所 1,000	1,718 1,718	○ ○	改良 舗装
拡張	自動車道	林道	関宮町	鵜縄線	1箇所	218		改良
			養父町	滝谷線	4箇所	314		改良
			養父町	畑線	1箇所	229		改良
			大屋町	横行線	8箇所	1,343		改良
			養父町	ヶサ力線	1箇所	79		改良
			大屋町	天谷尾ノ谷線	3箇所	234		改良

		養父町	新津伊豆線	1箇所	48		改良
		大屋町	天満山線	1箇所	155		改良
		大屋町	蔵垣上奥山線	1箇所	97		改良
		大屋町	犬小路支線	1箇所	233		改良
		関宮町	八木谷大谷線	4箇所	942		改良
		関宮町	三宅線	2箇所	67		改良
		関宮町	大鍋線	2箇所	212		改良
		八鹿町	万々谷線	2箇所	174		改良
		養父町	大谷線	1箇所	179		改良
		養父町	大谷線	3箇所	203		改良
		養父町	井ノ坪線	1箇所	35		改良
		養父町	カカナベ線	2箇所	161		改良
		大屋町	岡谷線	2箇所	37		改良
		大屋町	大杉奥山線	2箇所	161		改良
		大屋町	佐治見線	3箇所	680		改良
		大屋町	本谷線	1箇所	71		改良
		大屋町	古屋支線	1箇所	97		改良
		大屋町	南良辺線	1箇所	75		改良
		関宮町	尾谷線	2箇所	110		改良
開設	計		19路線	38,600	4,936		
拡張			31路線	121箇所	13,200		改良
			5路線	14,472	6,533		舗装

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、兵庫県が定める林業専用道作設指針、森林作業道作設指針により開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業従事者の養成、確保を進めていくため、市全体で、安定的な事業量の確保に努めるとともに、組織、経営基盤の強化を図っていく。また、市、森林組合及び林業事業体の連携を密にして、広域就労の場の提供による長期の安定雇用、社会保障の充実、福利厚生面の充実等により、労働条件の改善に努め林業従事者の養成、確保を図る。

(2) 林業労働者、林業後継者の養成方策

ア) 林業労働者の育成

森林組合及び林業事業体の各種事業の受委託の拡大を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、市、森林組合及び林業事業体が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介して行くこととする。

イ) 林業後継者等の育成

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、森林組合、生産森林組合、林研グループ、林業者等を対象とし、各種講習会や先進地視察等を実施し、林業経営先進技術等の普及・調査・研究、情報交流の活動を行い、林業の普及啓発及び後継者の育成に今後努めることとする。また、将来を担う小・中学生に対し、林業教室を開催し、基礎的知識の習得・体験を通して、林業への理解を深めていくものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合及び林業事業体においては、施業の共同化や施業実施協定の締結、施業委託希望者への斡旋など地域が一体となり、安定的事業量の確保に努めるほか、施業集約化により事業量の拡大を図ることとする。

また、就労の安定化、近代化という観点から、労務班員の労働安全の確保、月給制等就労条件の整備を図り、雇用の通年化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

- ① 間伐等の森林整備に伴う伐出作業の生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、路網と林業機械を組み合わせた作業システムを導入し、低コストで高効率、かつ安全な作業を推進する。
- ② 林業機械の導入は、地形、路網密度、対象林分などの作業条件や作業人員、年間事業量などの事業体の条件に適したものとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
急傾斜地	伐 倒 造 材	チェーンソー、プロセッサ、集材機、フォワーダ、自走式搬機、林内木材運搬機、スィングヤーダ	チェーンソー、プロセッサ、集材機、フォワーダ、タワーヤーダ、自走式搬機

緩傾斜地	集材	チェーンソー、プロセッサ、グラブブルソー、自走式搬機、林内木材運搬機、集材機、スイングヤーダ、フォワーダ	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ、自走式搬機、林内木材運搬機、集材機、フォワーダ
造林 保育等	地拵え 下刈	チェーンソー、下刈機、刈払機、苗木運搬車	チェーンソー、下刈機、刈払機、苗木運搬車、人員搬送モノレール（大規模事業地に限る）
	枝打	人力・自動枝打機	自動・動力枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通に対する施策としては、市内の齢級配置から考えて、間伐を中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

今後の取り組みについては、生産者組織の育成および品質の向上を図り、地域ぐるみで、産地形成並びに集出荷体制の整備を推進し、生産振興を図ることとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位置	規模	対函 番号	位置	規模	対函 番号	
チップ工場	大屋町 大杉	10,000 m ²	①				
チップ工場	八鹿町 浅間	2,000 m ²	②				
八鹿 木材市場	八鹿町 朝倉	28,000 m ²	③				

4 合法伐採木材等の流通と利用

市内の市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連業事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域の設定及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカを対象鳥獣とし、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を鳥獣害防止森林区域図のとおり定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

当計画区では、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、シカ被害対策として、シカ被害から直接造林地を守るため防護柵を設置するなど、鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するよう努めることとする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域
シカ	付属資料 鳥獣害防止森林区域図のとおり

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

① 松くい虫被害対策

森林病虫害防除法に基づき、保全すべき公益的機能の高い松林等を防除区域、その周辺に位置する松林を周辺区域に指定し、これらの指定区域を対象に予防・駆除対策を効率的に実施することで、松林の持つ公益的機能の持続発揮を図る。また、環境に配慮した防除を推進し、特別伐倒駆除等による被害木の有効利用（破砕材のパルプ材等への利用）に努めるとともに、兵庫県産抵抗性マツ「ひょうご元気松」の植栽により、松くい虫被害が発生しにくい条件整備も併せて実施する。

② ナラ枯れ被害対策

被害木の駆除による被害拡大防止対策を基本とし、不特定の人立ち入る森林（里山の散策道周辺等）や保安林等の公益的機能の高い森林、氷ノ山を中心とした貴重な広葉樹林や古木・巨樹を守るため重点的な防除を図り、被害の拡大を防止する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、兵庫県、森林組合等、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。

森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共生にも配慮した対策を適切に行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防のための啓発活動を強化するとともに、森林火災予防のための機材、標識等を設置し、林野火災の軽減を図る。一方、不慮の災害に備えて森林保険の加入促進を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良等を行う場合とし、養父市条例により火入れを行う10日前までに申請を行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

現在、生息域を広げつつあるヤマビルについては、森林そのものに被害はないが、施業や観光で森林に入る人間や動物に吸血被害を与えている。

ヤマビルは湿潤な環境を好むことから、人家近くだけでなく森林全体の間伐施業を積極的に行うことにより、森林内に日光が入り、林床が乾燥したヤマビルの生息しにくい森林づくりを促進する

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
八鹿地区	68032/イ・ウ 68033/イ～オ 68047/ア 68055/ア 68069/イ・ウ	91.72	58.50	30.52	1.63	0.90	0.17	
養父地区	69035/ア・カ	8.40	4.00	3.09	1.23	0.08	—	
大屋地区	70007/ア 70008/ア・イ 70010/ア・イ・ウ・オ・カ 70076/エ 70077/ウ 70111/ア 70112/ア	217.45	67.53	143.74	0.42	0.15	5.61	
関宮地区	71037/ア 71038/カ 71107 71108 71110 71113～71118 71120～71123	760.71	274.91	393.84	68.36	16.27	7.33	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに植栽または更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	すぐれた風致、景観の維持等を図れるような除間伐等の保育を行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
ス ギ	17m	
ヒノキ	16m	
その他	10m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然観の環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載事項に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行うこととする。

- ①IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ②IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ③IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
八鹿区域	68001～68106	5, 830. 08
養父区域	69001～69163	9, 081. 44
大屋区域	70001～70231	11, 319. 45
関宮区域	71001～71142	8, 086. 04

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の特色を生かした資源の活用による山村の活性化を図るなど、多様な森林整備を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

都市との交流を行うことによる山村の活性化を図るなど、多様な森林整備を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林・林業教室の開催等積極的に活用するものとする。

また、里山ふれあい森づくり事業等を通じ、組織された地域住民による森づくり活動が定着する中、他の地域でも活動が活発となるよう県の事業等の活用を支援する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。そこで本市においても、他の市町村から積極的に森林ボランティア等の活動状況や受け入れ情報を収集するとともに、本市からも森林ボランティア団体が継続して活動できる受け入れ情報を発信するなど、市民に情報提供していくこととする。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、国土調査(地籍調査)が完了し、境界が明確となった地域から優先的に経営管理意向調査を進める。

経営管理意向調査の結果を踏まえ、効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、意欲と能力のある林業事業者にあっせんし、林業事業者による経営管理を進めるとともに、森林経営計画の作成を推進する。

また、条件不利地については、森林所有者から経営管理権を取得し、自伐型林業による経営管理や市森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、兵庫県、森林組合等林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

(2) 市有林及び市行造林の整備に関する事項

市民共通の財産であり、また市の財産でもある市有林・市行造林については、市及び森林組合が策定する森林経営計画に基づく適正管理により公益的機能の高度発揮を図りながら、それぞれの造林地に応じた適切な作業システムを活用し、計画的な主伐と広葉樹による再造林で混交林化・広葉樹化へと誘導し、管理コストの軽減と災害に強い森づくりに努める。

(3) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該制限に従い施業を実施するものとする。

付属資料 1

森林の有する機能	森林の望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止 / 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材をして利用する上で良好な樹高により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。